

どーなってるの?! 損害賠償

本年4月5日に発送分の「とうほくふるさと情報」で紹介いたしました東京電力の宅地賠償の具体的内容が本年3月29日に公表されました。大まかな内容は次のとおりです。

1. 請求出来る方

原発事故発生時点において、避難指示区域内に宅地を所有又は借地権を有していた方。（その相続人の方も含みます）

2. 賠償額

時価相当額×持分割合×避難指示期間割合

※時価相当額は、定型評価（固定資産評価額×1.43）現地評価（現地調査をして算定）の内どちらかを選択して算定することができます。

3. 所有者等の確定

(1) 宅地：固定資産課税情報と、登記情報の名義と所在の一致を確認して所有者を確定します。

(2) 借地権：原則として、直近の地代の支払書類及び賃貸借契約書を拝見し、借地上に所有建物が存在することを確認して借地権を確定します。

※損害賠償の請求には、東電請求書の合意の他に原子力損害賠償センターの和解案の合意や訴訟といった手段もあります。

4月15日福島第一原発事故に伴う自主的避難者の母子・父子避難世帯を対象にした高速道路料金の無料措置を前に、対象地域の各市町村で証明書の申請受付が始まりました。

福島

4月3日三陸鉄道南リアス線は、大船渡市の盛～吉浜間合計21.6キロ区間で運行を再開しました。およそ2年ぶりの再開です。

岩手

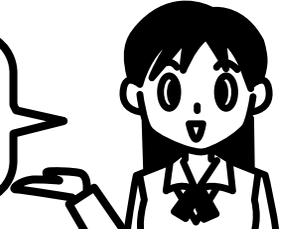
4月12日七ヶ浜町が進める防災集団移転促進事業で、高台住宅団地造成の起工式が行われました。造成工事は、最も早い菖蒲田浜中田地区で平成26年3月完了予定とのことです。

宮城

~~司法書士による~~

困りごとなんでも相談(無料)

私たちは、「どこに相談したらいいのかわからない」といった漠然とした悩みから、「東京電力に対する賠償請求の仕方を教えてほしい」といった具体的な悩みまでご相談に応じます。



?



面談による相談(予約制)

●東京司法書士会総合相談センター(四谷・金曜16時~19時)一

ご予約電話番号：03-3353-9205

交通：JR中央線四ツ谷駅 四谷口 徒歩4分

東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分

東京メトロ南北線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分

予約受付時間：平日午前9時~12時 午後1時~5時

●三多摩総合相談センター(立川)

ご予約電話番号：042-548-3933

交通：JR中央線立川駅 北口 徒歩6分(北口大通り経由)

多摩都市モノレール立川北駅 徒歩5分

予約受付時間：平日午前10時~午後4時



電話による相談

電話番号：03-3353-2700 | 電話番号：042-540-0663

相談時間：平日午前10時~午後4時

相談時間：月・火・金：午後5時~午後8時

※通話料はご相談者様の自己負担となります。



司法書士ってどんなことをしているの？

例えば、家主が行方不明で賃料を受け取ってもらえないといった場合に、賃料債務の支払の遅滞を免れるためには、法務局へ賃料を供託する必要があります。

司法書士は、こうした供託手続きの代理やこれに対する相談に応じることができます。

